(趣旨)

第1条 この基準は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第44条第1項並びに山口市国民健康保険条例施行規則(平成17年山口市規則第107号。以下「規則」という。)第14条及び第15条の規定に基づき、療養の給付を受け、又は近い将来療養の給付を受けることによって具体的に支払いが必要となる一部負担金(高額療養費に該当する場合は自己負担限度額をいう。以下同じ。)の徴収猶予及び減額、免除(以下「減免」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予)

- 第2条 市長は、一部負担金の支払義務を負う世帯主又はその世帯に属する被保険者が、次の 各号のいずれかに該当することにより、一時的に生活が困難となり、必要があると認める場 合に、その申請により、当該一部負担金につき申請月から6月以内の期間に限り徴収猶予す ることができる。この場合において当該世帯主が保険医療機関等に対して当該一部負担金を 支払うべきものであるときは、当該保険医療機関等に対する支払いに代えて当該一部負担金 を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。
  - (1) 災害等(震災、風水害、火災、その他これらに類するもの)により資産に重大な損害を受けたとき。

災害等により生計維持者が死亡又は障害者となった場合は、3号の負傷による収入減と して取り扱う。

- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により 収入が減少したとき。
- (3) 疾病、負傷、失業、倒産等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(減免)

第3条 市長は、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、前条の各号のいずれかに該当した ことによりその生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、その申 請により、一部負担金を減額し、又はその支払若しくは納付を免除することができる。

(減免基準)

- 第4条 一部負担金の減免は、次の基準による。
  - (1) 第2条第1号による減免

災害等により世帯主及びその世帯に属する被保険者の所有する動産又は不動産について 損失を受けた額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)が、資産 価格(住宅又は家財のその災害を受けた時の時価(災害を受ける直前の状態で売買するこ ととした場合の価格)をいう。)の100分の30以上である者及びこれに準ずると認め られる者について、一部負担金の支払額に別表第1に定める減免率を乗じて得た額を減免 する。

災害により受けた損害の金額及びその損害の金額が住宅又は家財の価格の100分の30以上であるかどうかが不明な場合、「災害による個人住民税減免事務取扱要領」第4号「損害金額等の簡易計算」及び「住宅、家財に対する損害額の簡易計算」により算定す

る。

(2) 第2条第2号及び第3号による減免

次のすべてに該当する世帯の入院療養費について、一部負担金の支払額に別表2に定める減免率を乗じて得た額を減免する。

- ①世帯主及びその世帯に属する被保険者全員の申請日の属する月以後当該年度3月までの地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「総所得金額等」という。)にかかる収入見込額が、当該年度賦課期日の属する年の前年の総所得金額等にかかる収入の月額平均に申請月以後当該年度3月までの月数を乗じた金額の100分の50以下になる世帯
- ②申請日の属する前年の総所得金額等が600万円以下の者で構成される世帯
- ③世帯主及びその世帯に属する被保険者全員の申請日の属する月以後3箇月間の収入月額(1月当たりの合計収入額で、非課税収入、預貯金、有価証券等を含む)の平均見込み額(以下「減少後の収入月額」という。)が、生活保護基準額(生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号から第3号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合算額)に100分の130を乗じて得た額を超えないと認められる世帯
- ④世帯主及びその世帯に属する被保険者全員の預貯金額が生活保護基準額の3箇月以下 である世帯
- (3) 第2条第4号による減免 実情を調査の上、決定する。
- 2 前項第1号及び第2号の減免事項に該当するときは、減免額の大きいものを適用するもの とする。

(減免期間)

第5条 一部負担金減免の期間は、第2条第1号による減免ついては当該損失を受けた日の属する月から、第2条第2号及び第3号による減免については申請日の属する月からとし、1 箇月単位の更新制で3箇月までを標準とする。ただし、3箇月までに期間を制限するものではない。なお、療養に要する期間が長期に及ぶ場合については、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当など福祉部局との連携を図ることとする。

(申請)

- 第6条 一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする世帯主は、あらかじめその理由を証明することができる次に掲げる書類を添えて市長に山口市国民健康保険一部負担金徴収猶予・減免申請書(別紙様式第1号)を提出しなければならない。ただし、徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、ただちにこれを提出しなければならない。
  - (1) 医師の診断書等その他申請理由を証明するもの
  - (2) 第2条第1号に規定するものについては、り災証明書
  - (3) 第2条第2号及び第3号に規定するものについては、収入及び生活状況申立書(別紙様式第2号)
  - (4) その他市長が必要とする書類

(審査)

- 第7条 前条の申請書を受理したときは、その内容を調査し、必要があると認められるときは、 法第113条の規定に基づき世帯主に対して文書の提出若しくは提示を命じ、又は質問を行 うことができる。
- 2 前項の規定による調査において、世帯主が非協力的又は消極的であるため事実確認が困難なときは、申請を却下することができる。

(証明書の交付又は通知)

- 第8条 市長は、第3条及び第4条の規定により、一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、世帯主に対し、すみやかに山口市国民健康保険一部負担金徴収猶予・減免決定通知書(別紙様式第3号)により通知するとともに、山口市国民健康保険一部負担金徴収猶予・減免証明書(別紙様式第4号)を交付しなければならない。
- 2 前項の規定による通知書を受けた者が、保険医療機関等において療養の給付を受けようと するときは、証明書を被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。 (徴収猶予及び減免の取消)
- 第9条 市長は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができる。
  - (1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。
  - (2) 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。
- 2 市長は、偽りの申請その他の不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がある場合に おいてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金の減免を取り消すものとする。この 場合において、被保険者が保険医療機関等において療養の給付を受けたものであるときは、 市長は、ただちに減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知すると ともに、当該被保険者がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払いを免れた額を 返還させるものとする。

附則

この基準は、平成21年8月1日から施行する。 附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。 附 則

この基準は、平成28年1月1日から施行する。 附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和2年10月1日から施行する。

附則

この基準は、令和3年3月1日から施行する。

別表1 (第5条関係)

損失割合	世帯主及び被保険者の前年の所得金額の合計	減免率
100分の30以上	100万円以下	100分の60以下
100分の30以上 100分の50未満	100万円を超え200万円以下	100分の40以下
100分050不個	200万円を超え300万円以下	100分の30以下
	100万円以下	100分の80以下
100分の50以上	100万円を超え200万円以下	100分の60以下
100分の80未満	200万円を超え300万円以下	100分の40以下
	300万円を超え400万円以下	100分の30以下
	100万円以下	100分の90以下
100分の80以上	100万円を超え200万円以下	100分の80以下
100万000以上	200万円を超え300万円以下	100分の50以下
	300万円を超え400万円以下	100分の40以下

## 別表2 (第5条関係)

減少後の収入月額 / 生活保護基準額 = A	減免率
100分の100以下	100分の100以下
100分の100を超え100分の110以下	100分の 90以下
100分の110を超え100分の120以下	100分の 80以下
100分の120を超え100分の130以下	100分の 70以下
注)事業所得等の場合において、年間収入金額は、必要	要経費控除後の金額とする。

# 山口市国民健康保険一部負担金徴収猶予・減免申請書

被保険者記号・番号	山3 -	_					
世帯主氏名							
療養給付を受ける	氏。	名				世帯	<b>芳主との続柄</b>
被保険者	(生	年月日)	年	月	日		
申請内容 (措置等の種類)	□徴収¾ □免 □減	値子 除 額	(	,	年	月	日まで)
申請事由	□災害	□事業	□その他	(			)
作会友	傷病名	名					
傷病名		(発	病又は負傷	<b></b> 島年月日	)	年	月 日
保険医療機関等の	所在均	也					
所在地・名称	名和	<b></b>					
上記のとおり、関係 なお、一部負担金 帯員の資産及び収入 年 山口市長 様	の減額、免	除又は徴	収猶予の決		実施のた	こめに、	私及び私の世
, , ,		Ħ	申請者(世	,			
			<ul><li>住 所</li><li>氏 名</li></ul>	山口市	Ħ		
			電 話個人番号		(	)	
受 付 印	(7	徴収猶予	、減免を受	とけよう	とする理	直由)	

#### 収入及び生活状況申立書

1	家族の状況(	※国保資格の有無にかかわらず	、世帯昌全昌)
_	-20\n\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		\

氏	名	年齢	続柄	国保 資格	勤 務 先 等	年間収入

2	減免申請以前と以後の収力	( <b>坎</b> 況( <b>収入</b>	のある人	全員について	て金額を記入してください。	)
---	--------------	-------------------------	------	--------	---------------	---

毎月の収入状況 ※非課税収入を含む	
申請月~3月 (円/月で記載)	

#### 3 災害等の場合

	被災直前の価格	損失金額	損害保険料等
住 家			
家財			

4 資産の状況(世帯員のなかで該当する人全員について記入してください。)

- )()= (()()()()()()()()()()()()()()()()(	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
預貯金関係	
※株式(有価証券)、生命保険(保険金)、ゴルフ会員権、電話加入権、損害賠償金、慰謝料などを記入すること。不動産・動産・動産・動産・動産・動産・産	
産は含めない。	株式(有価証券): 有 or 無 積立型·養老型生命保険: 有 or 無

5	生活出況(毎日の草に)	(援助等を含む)について具体的に記入してください。	)
J	1.1010111 H H V/ARTIC		. ,

※住居の種類: 持家 or 借家(家賃 円)			\	

山口市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免に関する事務取扱基準の規定により、上記のとおり相違ないことを申し立てます。

年 月 日

山口市長様

申請者(世帯	主)		
住	所		
氏	名		

#### 山口市国民健康保険一部負担金徴収猶予・減免決定通知書

被保険者記号・番号	山 3 一	
世帯主氏名		
療養給付を受ける	氏 名	世帯主との続柄
被保険者	(生年月日) 年 月 日	
決定内容 (承認・不承認等)	<ul><li>□承認</li><li>□徴収猶予 ( 年 月</li><li>□免 除</li><li>□減 額</li><li>□不承認</li><li>(理 由)</li></ul>	日まで)
適用期間	年 月 日から 年 月	日
傷病名	傷 病 名 (発病又は負傷年月日	 ) 年月日
保険医療機関等の	所 在 地	
所在地・名称	名称	

上記のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

山口市長

様

#### <教示>

この決定に不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、山口県国民健康保険審査会(山口市滝町1-1 山口県健康福祉部医務保険課内)に対して、文書又は口頭で審査請求することができます。

この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、山口市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起しなければなりません。なお、この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことに正当な理由があるとき。

## 山口市国民健康保険一部負担金徴収猶予・減免証明書

被保険者記号・番号	山 3 —	
世帯主氏名		
療養給付を受ける	氏 名 世帯主との続柄	
被保険者	(生年月日) 年 月 日	
証明内容 (措置等の種類)	<ul><li>□徴収猶予 ( 年 月 日まで)</li><li>□免 除</li><li>□減 額</li></ul>	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
傷病名	<ul><li>傷病名</li><li>(発病又は負傷年月日) 年月日</li></ul>	
保険医療機関等の	所 在 地	
所在地・名称	名 称	
上記のとおり、証明いたします。		
年	月日	
山口市長		

### 注意事項

1 療養の給付を受ける被保険者は、この証明書を被保険者に添えて保険医療機関等に提出してください。